**○総務省令第八号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

総務大臣　金子　恭之

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

**別表**（第八条関係）

| 補助金等の名称等 | 処分を制限する財産の名称 | | 処分制限期間（年） |
|---|---|---|---|
| | 施設設備等の分類 | 財産の名称、構造等 | |
| ［削る］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 過疎地域等自立活性化推進交付金<br>［略］ | | | |
| 個人番号カード交付事務費補助金<br>［削る］ | | | |
| ［削る］ | | | |
| 社会保障・税番号制度システム整備費補助金<br>［略］ | | | |
| 情報通信技術研究開発推進事業費補助金 | | | |
| 革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金 | | | |
| 革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金<br>［略］ | | | |

改正前

**別表**（第八条関係）

| 補助金等の名称等 | 処分を制限する財産の名称 | | 処分制限期間（年） |
|---|---|---|---|
| | 施設設備等の分類 | 財産の名称、構造等 | |
| 市町村合併体制整備費補助金<br>過疎地域等自立活性化推進交付金<br>［同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 個人番号カード交付事務費補助金 | | | |
| 地域活性化・効果実感臨時交付金 | | | |
| 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 | | | |
| 社会保障・税番号制度システム整備費補助金<br>［同上］ | | | |
| 情報通信技術研究開発推進事業費補助金<br>［新設］ | | | |
| 革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金<br>［同上］ | | | |